

令和元年度

東近江市農業委員会
第4回（7月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和元年7月10日(水) 午前9時から午前11時00分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室

3. 出席委員 20人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	欠
9	出	20	出
10	出	21	出
11	欠	22	出
議長 (会長)			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明書交付申請について

議案第5号 東近江市農用地利用集積計画(案)について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	参 事
主 幹	主 事

農業水産課

主 事

6. 会議の内容

議 長 ただ今から、令和元年度第4回、7月期の月例総会を開会致します。
委員総数22名のうち、現在の出席者数は20名、欠席者数は2名であり、
この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号14番〇〇〇〇委員、15番〇〇〇〇委員を指名致します。

議 長 日程第2は、議事の上程であります。
最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を
議題と致します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地
法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のと
おり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 番号1について、中野町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地
2筆、中野町〇〇〇番、452平方メートル、外1筆、地目「田」、合計82
2平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。
なお、譲受人の取得後の耕作面積は40.49アールで下限面積に達しており
ませんが、利用権設定を同時申請されており、今回申請分を合計しますと53.
97アールで下限面積を上回ります。なお、譲受人から営農計画書を提出して
いただいております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのこと
で、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾
燥機、糞摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作さ
れ、全部効率利用の面で問題ないと考えます。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてい
ると考えます。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について、川合町を拠点とする農地所有適格法人である譲受人と近江八
幡市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、川合町〇〇〇〇番〇、

1823平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は1410.90アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について、愛知郡愛荘町に居住される譲受人と千葉市中央区に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、勝堂町字岸添〇〇〇〇番、2490平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。譲受人の取得後における耕作面積は452.06アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について、大萩町に居住される譲受人と彦根市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、大萩町字大萩〇〇〇番、199平方メートル、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は4.05アールとなり、当該申請地においては農地法第3条第2項第5号に規定されているとおり、取得後における経営する農地の面積が50アールに達しませんが、農業委員会が定める大萩町の別段面積は、3アールであるため下限面積を上回ります。なお、取得前の耕作面積は3アール未満であり、営農計画書を提出いただいております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯一人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5について、上平木町に居住される譲受人と八日市浜野町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、上平木町字南ノ道〇〇番、975平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は67.47アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業としては野菜の作付であり、必要な農機具についてはトラクター、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6について、栗東市に居住される譲受人と愛知郡愛荘町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、伊庭町字藤ノ木〇〇〇〇番、1395平方メートル、外1筆、地目「田」「畑」、合計1496平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は68.48アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを知人と共有で利用しておられます。経営農地は世帯一人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7について、佐野町に居住される譲受人と香川県善通寺市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、五個荘奥町字里ノ前〇〇〇番、2113平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は162.21アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8について、今堀町に居住される譲受人と芝原町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今堀町字四ツ池〇〇〇番、757平方メートル、地目「田」について交換による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は137.58アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9について、芝原町に居住される譲受人と今堀町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今堀町字長田〇〇番、733平方メートル、地目「田」について交換による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は70.31アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、6番について何かご意見はございますか。

9番 譲受人は栗東の方ですが、購入される所の近くに耕作農地があるのですか。

事務局 栗東市の方ですが、元々、愛荘町を拠点に耕作をされていると聞いています。

9番 伊庭町まで耕作に行かれるということですね。

事務局 はい。そうです。

9番 分かりました。

議 長 それでは、7番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、8番と9番は交換です。何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは、議案第1号の1番から9番につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定に基づき農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 番号1についてご説明いたします。
本件の申請人は、下麻生町に居住する者で自らの農地を住宅敷地及び倉庫として利用する為に転用の申請があったものです。
申請地は、東近江市下麻生町字七板〇〇〇番、外2筆、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、合計面積266平方メートルの土地です。
なお、当該申請地は、昭和初期に申請人の先々代が転用許可を受けずに農地を埋め立て、倉庫を建設されており、顛末書付きの申請となっております。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、生活用品の保管場所がなく倉庫を建設する用地を探していたところ、住宅敷地に隣接する土地であり、一体利用が可能である当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、庭及び既設の倉庫を自家用車等の保管場所として使用される計画です。
土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、隣接している南側水路に放流される計画となっております。
申請地は、市立蒲生西小学校から南東へ約1.3キロメートルに位置し、周囲を宅地と農地に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。
第2種農地につきましては、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。
資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。
以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件の申請人は、山上町に居住する者で自らの農地を太陽光発電施設として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市今代町字青木〇〇〇番、登記地目「山林」、現況地目「田」面積442平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、自らが代表取締役を務める法人（電気工事業）の倉庫の屋根に太陽光発電施設を設置し、売電収入を得ておりますが、更なる売電収入を得るため、自ら及び親族が所有する土地での事業実施を検討された結果、日当たりがよく、周辺への影響が少ない土地が本申請地のみであったためとしています。

土地の利用計画については、横幅99.2センチメートル、長さ167.5センチメートルで1枚あたり300ワット出力の太陽光パネルを207枚、傾斜度10度にて設置し、総出力は62.1キロワットとなります。また、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを5台設置します。

土地の造成計画につきましては、現状地盤のまま利用されます。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、八日市寺小規模保育事業所から南東へ約830メートルに位置し、周囲を宅地、道路、畑に囲まれた、都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

6番 7月5日に〇〇〇〇委員と事務局で現地調査をしました結果を報告します。
まず、1番ですが、この倉庫も昭和初期に建てられたもので、顛末案件ですが止むを得ないと判断します。

2番ですが、国道421号沿いの土地で、一筆ですが半分を兄弟で持ち分けておられ、太陽光発電を設置されるものです。以前は山林だったものを田にされましたが、今は耕作をされておらず、草刈などの保安全管理をされている程度で転用も止むを得ないと判断します。

以上、報告とします。

- 議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは審議に入ります。
1 番について、何かご意見はございますか。
- 20 番 今さらと思いますが、倉庫の顛末案件と言うことで、建築基準法の許可はどうかののですか。
- 事務局 建築基準法の制定よりも以前の案件です。
- 20 番 建築基準法上の道路の関係であるとか、大変厳しい審査や指導がありますが、その点も問題ないと考えて良いのですか。
- 事務局 担当課より問題ない旨の意見をいただいています。転用後に新たに建物を増改築するとなると建築許可が必要で審査もされますが、今回のケースについては問題ありません。
- 3 番 建替えられるのではなく、現状のままであるなら、何故今頃になって顛末だと分かったのですか。
- 事務局 現状のまま利用されます。土地の整理をされる中で転用が出来ていなかったのが分かったと言うことです。
- 議 長 それでは、2 番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
- 議 長 それでは、議案第 2 号につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
- 議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号 1 についてご説明いたします。
本件の譲受人、譲渡人は共に、上二俣町に居住する者で、売買により駐車場として利用するために転用の申請があったものです。
申請地は、東近江市上二俣町字村ノ内〇〇〇番、登記地目、現況地目ともに「畑」、面積 2 3 8 平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、既存の駐車場が狭く、家の近くの場所を借用している状況であります。また、今回離れの工事を行うにあたり駐車スペースがなくなり、家族7人が所有する車と軽トラを駐車するスペースが必要になったことから、自宅から隣接し利便性の良いこの場所を選んだとしています。

土地の利用計画につきましては、譲受人夫婦と父母、息子夫婦、孫の自家用車7台、譲受人使用の軽トラ1台分の計画です。

土地の造成等につきましては、耕土を20センチメートルすきとり、盛土をされ、碎石にて仕上げをされます。雨水排水については、北側の道路側溝へ放流される計画です。

申請地は、市立市原小学校から東へ約1.1キロメートルに位置し、周囲を畑、道路、宅地に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない団地規模が概ね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については自己資金にて調達され、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件の譲受人は湖南省に居住する者で、譲渡人は今崎町に居住する者で、売買により自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。申請地は、東近江市東今崎町字沖野〇〇〇番〇、登記地目「原野」、現況地目「田」、面積473平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人夫婦は、現在、湖南省内の社宅に居住しておりますが、将来子どもができることを見据え、住宅の建設を検討されましたところ、勤務地からも近く利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積76平方メートルの住宅の建設と自家用車2台分の駐車場、庭として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を30センチメートル鋤取り、盛土を平均80センチメートルされた後、転圧仕上げとされます。雨水については、敷地内に設置する吸込み槽にて処理し、生活排水については、公共下水道へ接続される計画となっております。

申請地は、東近江市福祉センターハートピアから北東へ約130メートルに位置し、周囲を田、道路、宅地、雑種地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。公共施設等の周囲おおむね500m以内の区域であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については、金融機関からの借入とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件の譲受人はひばり丘町に居住する者で、譲渡人は今崎町に居住する者で、売買により自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市東今崎町字沖野〇〇〇番〇、登記地目「原野」、現況地目「田」、面積285平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人夫婦は、現在、ひばり丘町の借家に居住しておりますが、将来子どもができることを見据え、住宅の建設を検討されましたところ、勤務地からも近く利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積66.28平方メートルの住宅の建設と自家用車2台分の駐車場、庭として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を30センチメートル鋤取り、盛土を平均80センチメートルされた後、転圧仕上げとされます。雨水については、敷地内に設置する吸込み槽にて処理し、生活排水については、公共下水道へ接続される計画となっております。

申請地は、東近江市福祉センターハートピアから北東へ約160メートルに位置し、周囲を田、道路、宅地、雑種地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。公共施設等の周囲おおむね500m以内の区域であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については、金融機関からの借入とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件の譲受人は、一式町に居住する者で、譲渡人は、福堂町に居住する者で、売買により駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市一式町字城ヶ塚〇〇〇〇番、登記地目、現況地目ともに「畑」、面積181平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、既存の駐車場が狭く、自家用車の駐車スペースが不足している状況である中で、自宅に隣接し利便性の良いこの場所を選んだとしています。

土地の利用計画につきましては、自家用車4台分の計画です。

土地の造成計画については、耕土をすきとった後、転圧処理され、砕石にて仕上げをされます。雨水排水については、既設排水施設へ接続し処理されます。

申請地は市立市原小学校から西へ約1.7キロメートルに位置し、周囲を田、宅地、用悪水路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、特定土地改良事業の施行地域内の農地であることから、第1種農地と判断できます。

第1種農地は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については自己資金にて調達され、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件の譲受人は大阪市に所在する太陽光発電システムによる売電事業等を営む法人で、譲渡人は鋳物師町に居住する者で、売買により進入路及び資材置場に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市鋳物師町字砂原〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積303平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人である法人は鋳物師町地先の約3.8ヘクタールの山林において横幅100センチメートル、長さ167センチメートルで1枚あたり285ワット出力の太陽光パネルを1万1,352枚設置し、総出力が3,235.32キロワットの太陽光発電所建設を計画しております。

この事業に際し、太陽光発電設備のメンテナンスに必要な資材を常時置く場所が必要となるため、太陽光発電所事業用地に隣接し、管理するのに最良の場所として当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、太陽光パネルやケーブル等の保管場所150.78平方メートル、駐車スペース107.48平方メートル、通路44.74平方メートルとして使用される計画です。

土地の造成計画につきましては、現状地盤にシートを敷き、現状のまま利用されます。雨水については、地下浸透される計画となっております。

申請地は市立蒲生西小学校から南東へ約2.4キロメートルに位置し、周囲を山林、道路、用水路に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地につきましては、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金で賄われ、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。
なお、申請地は森林法第10条の2第1項の規定による林地開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可を受けて行うものとします。
以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6についてご説明いたします。

本件の譲受人、譲渡人はともに柏木町に居住する者で、売買により農業用機械置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市柏木町字新開頭〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「宅地」、面積444平方メートルの土地です。

なお、申請地については、昭和48年に、譲渡人が農地法の許可を受け隣地に牛舎を建設した際に、許可を受けずに一緒に造成したとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人世帯は、経営面積が約4.3ヘクタールあり、自宅敷地内で農業用機械を保管していますが、機械の大型化等に伴い手狭となりました。また、自宅周辺は道路も狭く、機械の通行が困難であるため周辺に迷惑をかけている状況であります。

このことから、新たな保管場所を検討されていたところ、集落から離れており、圃場にも近いことから今回の申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、隣接する既存牛舎後の建物を利用し、コンバインやトラクター、田植え機等の農業用機械の保管と作業時の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、敷地内の既設側溝から、隣接する用悪水路へ放流される計画となっております。

申請地は、市立八日市南小学校から北西へ約380メートルに位置し、周囲を宅地、道路、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断できます。

第1種農地は、原則許可できませんが、農業用施設であることから例外的に許可し得るものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7についてご説明いたします。

本件の譲受人は市子川原町に居住する者で、譲渡人は蒲生郡日野町に居住する者で、売買により貸倉庫に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市市子川原町字高上〇〇〇番、登記地目「田」、現況地目「宅地」、面積171平方メートルの土地です。

なお、当該申請地は、昭和47年以前と昭和51年頃に先代が転用許可を受けずに農地を埋め立て、倉庫を建築したとして、顛末書付きの申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在譲受人が借りている倉庫が手狭で返却を予定しており、新たな保管場所を探しておられたところ、住居に隣接し、適当な広さである当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農機具、タイヤ、自転車等を保管する倉庫として使用される計画です。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、地下浸透される計画となっております。

申請地は東近江市役所蒲生支所から南西へ約240メートルに位置し、周囲を畑、道路、宅地に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地につきましては、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、使用貸借契約書の写し、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8についてご説明いたします。

本件の譲受人は小田苧町に居住する者で、譲渡人は犬上郡多賀町に居住する者で、贈与により車庫、庭として利用するために転用の申請があったものです。申請地は、東近江市小田苧町字野瀬川原〇〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「宅地」、面積82平方メートルの土地です。

なお、申請地については、譲受人が既に所有している隣地に、昭和40年に譲渡人の先代が住宅を建設した際に、農地法の許可を受けずに一緒に車庫と庭を建設し利用していたとして、顛末書付きの申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、隣接地に居住しており、自家用車を駐車するのに利便性が良いためとしています。

土地の利用計画につきましては、自家用車2台分の車庫と庭として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、既設の側溝へ放流されます。

申請地は、市立湖東第三小学校から南へ約900メートルに位置し、周囲を宅地、用水路に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものではなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9についてご説明いたします。

本件の譲受人は上羽田町に居住する者で、譲渡人は甲賀市土山町に居住する者他1名で、売買により貸資材置場、貸駐車場及び貸倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市上羽田町字西の辻〇〇〇〇番〇、外1筆、登記地目「畑」、現況地目「畑、宅地」、合計面積542平方メートルの土地です。

なお、申請地については、約30年前に譲渡人の父が、農地法の許可を受けずに倉庫を建設したとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、自宅を事務所とし建設業を営んでおりますが、業務の増加に伴い業務用機械や資材の保管場所が手狭になりました。そこで、自宅からも近く、利便性がよいことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、譲受人が代表を務める株式会社に貸与し、砂利や砕石、パイプ等の建設用資材の保管、業務用及び来客者用の駐車場、既存の倉庫にフォークリフトや発電機を保管される計画であります。

土地の造成計画につきましては、畑部分の耕土を15センチメートル鋤取り、砕石で仕上げをされます。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、平田コミュニティセンターから南東へ約880メートルに位置し、周囲を宅地、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものではなく、譲受人と同施設の利用者である株式会社との賃貸契約書の写しも添付されており、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案についても事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

7 番 7月5日に〇〇〇〇委員と事務局で現地調査をしました結果を報告します。
まず、1番ですが、集落内の畑で保全管理はされています。集落在住の譲受人と申請地に隣接するその息子さん宅の駐車場が不足しているとのこと。申請地に隣接する青地農地を避けて乗り入れされます。白地農地であり、駐車場として許可相当と考えます。

2番と3番ですが、最近まで耕作されておりましたが、周辺は住宅が建ち並んでおり、自己用戸建住宅として止むを得ないと判断します。道路は奥にあり2番は進入路を3番敷地に沿って設けられますので、個々の面積にはその分の差があります。

4番ですが、豆腐屋さんを4月にオープンされましたが、店の駐車場が不足していますので、店の敷地の元所有者の娘さんから購入され、駐車場として利用されます。地域のお店として止むを得ないと判断しています。

5番ですが、県道と山林に囲まれた細長い農地で、昨年まで野菜を作付けされていました。上の山林において太陽光発電が計画されており、申請地は日当たりが悪いことから生産性も低いため、太陽光発電の進入路、資材置き場として転用は止むを得ないと考えます。

6番ですが、酪農の跡地を認定農家の譲受人が建物も購入され、農業用の機械置場として利用されます。集落内で乾燥調整もされていましたが、移転するため整理しておられますので、今回、顛末案件ですが止むを得ないと考えます。

7番ですが、譲渡人の方が施設に入所されたことから、隣地の譲受人の方が購入され倉庫として活用されるものです。顛末案件ですが止むを得ないと考えます。

8番ですが、相続により未転用が分かった顛末案件です。昭和40年頃の売買されたときに車庫と庭の一部で手続きが出来ていなかったためであり、止むを得ないと考えます。

9番ですが、倉庫の部分が一部顛末案件であり、奥の農地も含めて今回申請されています。維持管理できないため、隣地の譲受人が事業用に購入され資材置場、駐車場等に活用されるものであり、止むを得ないと判断します。

以上で調査報告を終わります。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

それでは審議に入ります。

1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番と3番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

- 議 長 それでは、5番について何かご意見はございますか。
- 3 番 太陽光発電はどこにできるのですか。
- 2 2 番 3か所になります（地図で説明）。ソーラーだけで2ヘクタールですが、開発面積が5ヘクタールを超えると県の土地利用に関する指導要綱の許可が必要になります。既に業者が土地を購入されていますので、地域として言いにくい面がありますが、砂山で流出し易い土質のため、植林の他、ソーラーの下に植生することや排水の調整池を設けるなど県が指導されています。奥の太陽光発電施設の開発手続きに合わせて今回の転用申請となったようです。
- 3 番 工事が終われば資材置場は必要ないですね。気になるのは、工事完了後に他の目的に利用されないかなのですが。
- 事務局 完了後は設備のメンテナンスのこともあります。施設への進入路、管理資材の置場や車両の駐車場であったり恒久的なものであり、一時転用ではありません。
- 2 2 番 メンテナンス用の道路も施設内に設けられ、今後の調整池の浚渫なども考えると、止むを得ないと思います。
- 8 番 太陽光発電ですが儲かるのですか。大規模発電事業で採算が採れると見込んでおられるのでしょうか、売電価格も安くなっており、そう思えないのですが。問題はないのでしょうか。
- 事務局 大規模発電が山林での開発であり別件での手続きですので分かりません。今回の転用申請には、収益を確認するものは提出いたしません。恐らく採算が取れると見込んでの事業と思いますが、そこまでの把握はできていません。
- 8 番 開発の許可が下りた後の確認はしなくて良いのですか。また、違うものに変えてもよいのですか。
- 事務局 山林での開発ですので、今回の転用の審議とは別だと考えますが、建築物が伴うのであれば、都市計画法や建築基準法等の許可が必要と考えます。
- 議 長 砂地と言うことで、災害が起きないことを願うものです。この件は審議を終わります。
- 議 長 それでは、6番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
- それでは、7番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
- それでは、8番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
- それでは、9番について何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。議案第3号の2番から9番を承認される方は挙手を願います。
(挙手全員)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「非農地証明書交付申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号、非農地証明書交付申請について、東近江市非農地証明事務取扱要領の規定に基づき、次のとおり申請があったので、証明書を交付することについて意見を求めます。

番号1から番号7について関連がありますので、一括して説明させていただきます。

本件の申請人は、種町に居住する者外7名で申請地は、五個荘和田町字山田〇〇〇番外11筆 登記地目「畑」 現況地目「山林」 面積1,663平方メートルの土地です。

申請地については農地として耕作をされず、使用されることがなくなり山林化が進行する結果となりました。

また、平成2年時点で当時の写真から非農地化していると判断され、耕作放棄後20年以上が経過しているもので、森林に囲まれていた状況から容易に農地への復元も困難であると考えられます。

現況写真からも、農地として利用される可能性がないものにあたると見込まれるため、事務取扱要領第7条に基づき現地調査を行ったところ、現況は自然林であり、荒廃地と化してありました。

なお、地元自治会長・農業組合長の署名・押印した「事実証明書」も添付を頂いております。

以上、東近江市非農地証明事務取扱要領第4条第1項第2号 耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの。したがって、この場合の現況は自然林等であるに該当すると判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

6 番 7月5日に〇〇〇〇委員と事務局で現地調査を行いました。
1番から7番まで、2箇所12筆とも20年以上にわたり竹林の状態になっており、農地の戻すことも困難で、今後も農地としての利用も見込めないことから、農地ではないと判断します。
報告を終わります。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

議 長 それでは審議に入ります。
1 番から 7 番まで、何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(挙手全員)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第 5 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第 5 号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明させていただきます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第一項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。
農用地利用集積計画は 7 月 31 日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され、利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は 2 件 2 筆 3, 410㎡、利用権設定は 25 件 44 筆 90, 202㎡、このうち、円滑化事業により農協を間にはさんだ貸借は 5 件 9 筆 9, 110㎡です。設定を受ける認定農業者は 11 名で 78, 784㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約 84%です。

まず、議案の 1 ページから 2 ページ目までが所有権移転で、3 ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1 ページの番号 1 の所有権を移転する農地は柏木町の 1 筆であり、1 筆で〇〇万円を対価として売買により、令和元年 8 月 5 日に所有権が移転され、移転をする者は柏木町に居住する者で、移転を受ける者も柏木町に居住する認定農業者となっております。

2 ページの番号 2 の所有権を移転する農地は川合町の 1 筆であり、1 筆で〇〇万円を対価として売買により、令和元年 8 月 5 日に所有権が移転され、移転をする者は近江八幡市に居住する者で、移転を受ける者は川合町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、3 ページから 14 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定で、15 ページ以降が円滑化事業による貸借となっております。

5 ページの番号 3 の利用権設定については、先程の議案 1 号の農地法第 3 条の所有権移転でも説明のありましたように、基盤法による利用権設定と同日付で農地法 3 条の所有権移転をすることにより 5 反の経営面積要件を満たすものです。

以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。
（異議なし）

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
（全員挙手）

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、事務局長の専決事項として処理しております、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第4号まで、一括して報告させていただきます。

まず、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書10ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市佐野町に居住する者で、届出の所在地は東近江市佐野町字京堂〇〇〇番〇で登記地目「田」、現況地目「畑」で、面積は75平方メートルです。

位置については、市立あおぞら幼稚園から南へ約450メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、道路と住宅に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

隣接します2番と3番について、ご説明します。

本件の届出者は、共に東近江市八日市野々宮町に居住する者で、届出の所在地は東近江市幸町〇〇〇番〇と〇〇〇番〇で、共に登記地目「畑」、現況地目「雑種地」で、面積は共に310平方メートルです。

位置については、八日市文芸会館から東へ約400メートル離れた「第2種住居」内に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、道路と宅地に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

4番と隣接、関連します報告第2号の5条届出の9番について、併せてご説明します。

4番の届出者は、京都市山科区に居住する者で、届出の所在地は東近江市桜川西町字向川原〇〇〇番〇〇で、登記地目「山林」、現況地目「畑」で、面積は287平方メートルです。

続いて、4番と隣接します議案書13ページ、報告第2号の5条届出の9番についてご説明します。

本件の譲受人は、京都市山科区に居住する者で、譲渡人は、東近江市市子川原町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市桜川西町字向川原〇〇〇番〇〇〇で、登記地目「山林」、現況地目「畑」で、面積は93平方メートルとなります。

位置については、共に蒲生医療センターから南へ約100メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、共に駐車場です。

届出地は、宅地と畑に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

事務局

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書11ページから13ページをご覧ください

1番について、ご説明します。

本件の譲受人は、守山市で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市宮荘町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市宮荘町字内屋敷〇〇〇〇番〇で、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積は778平方メートルとなります。

位置については、市立五個荘あじさい幼児園から北西へ約330メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、分譲宅地です。

届出地は、周囲を宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

関連します2番、3番を一括してご説明します。

本件の譲受人は、2番、3番共に東近江市市子川原町で不動産業を営む法人で、譲渡人は、京都市山科区外に居住する者で、全て売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市桜川西町字向川原〇〇〇番〇〇外9筆で、登記地目「山林」、現況地目「畑」若しくは登記、現況地目共に「畑」で、面積は2番が併せて1,376.03平方メートルで3番は併せて、317.50平方メートルとなります。

位置については、蒲生医療センターから南へ約100メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、分譲宅地です。

届出地は、周囲を畑と山林に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

4番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市林町に居住する者で、譲渡人は、大阪市都島区に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市宮荘町 字清水ヶ井〇〇〇番外1筆で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は併せて412平方メートルとなります。

位置については、市立五個荘あじさい幼児園から西へ約360メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、住宅です。

届出地は、周囲を住宅と道路に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

5番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市五個荘石塚町に居住する者で、譲渡人は、東近江市五個荘山本町に居住する者で売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市五個荘石塚町字宮ノ前〇〇〇番〇で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は146平方メートルとなります。

位置については、市立五個荘あさひ幼児園から南へ約400メートル離れた「準工業」内に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、周囲を道路と住宅に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

6番について、ご説明します。

本件の借受人は、東近江市宮荘町に居住する者で、貸渡人は、東近江市五個荘小幡町に居住する者で、使用賃借により借り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市五個荘小幡町字山王〇〇〇番外1筆で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は併せて217平方メートルとなります。

位置については、市立五個荘中学校から南東へ約280メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、住宅です。

届出地は、周囲を畑と山林に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

7番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市五個荘梁瀬町で織物整理業を営む法人で、譲渡人は、東近江市五個荘梁瀬町に居住する者で売買により譲り受けるものです。届出の所在地は、東近江市五個荘梁瀬町字上毘沙門〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は112平方メートルとなります。位置については、市立五個荘あさひ幼稚園から北へ約430メートル離れた「準工業」内に位置します。転用目的は、駐車場です。届出地は、周囲を工場と畑に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

8番について、ご説明します。

本件の借受人は、東近江市幸町で不動産業を営む法人で、貸渡人は、東近江市外町に居住する者で、賃貸借により借り受けるものです。届出の所在地は、東近江市外町字若松〇〇〇〇番〇で、登記地目、現況地目共に「田」で、面積は1,458平方メートルとなります。位置については、東近江市役所から南へ約350メートル離れた「近隣商業」内に位置します。転用目的は、商業用地です。届出地は、周囲を道路と田と宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

10番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市東中野町に居住する者で、譲渡人は、蒲生郡竜王町で不動産業を営む法人で、売買により譲り受けるものです。届出の所在地は、東近江市東中野町〇〇〇番〇で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は68平方メートルとなります。位置については、市立聖徳中学校から西へ約250メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。転用目的は、駐車場です。届出地は、周囲を住宅と田に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

11番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市猪子町に居住する者で、譲渡人は、東近江市猪子町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。届出の所在地は、東近江市猪子町字北浦〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「畑」で、面積は、102平方メートルとなります。位置については、県立能登川高校から北へ約300メートル離れた「準工業」内に位置します。転用目的は、住宅敷地です。届出地は、周囲を住宅と畑に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、4条4件、5条11件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

事務局 続いて、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書14ページから15ページをご覧ください。

今回の番号1から番号13番につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて「無」となっております。

なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 次に、報告第4号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させていただきます。

議案書16ページをご覧ください。

賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番のみです。

届出は、「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約です。

農地中間管理事業に関連する解約につきましてはありませんでした。

解約理由につきましては、貸替えに伴う解約となっております。

使用貸借の合意解約につきましては、1番のみです。

届出は、「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約です。

解約理由につきましては、貸替えに伴う解約となっております。

以上、報告第1号から第4号の報告とします。

議長 事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

17番 報告2号の2番と3番について、分譲宅地11区画とありますが、面積的に違うように思いますが説明をお願いします。

事務局 2番は売買による所有権移転で、3番は使用貸借による権利設定です。

17番 分かりました。

議長 他にないようですので、それでは、これで「報告事項」を終わります。

議 長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。
これをもって令和元年度、第4回、7月期の月例総会を終了致します。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

1 4 番 ○ ○ ○ ○

1 5 番 ○ ○ ○ ○